一　名称
　化女沼特別保護地区
二　区域
　宮城県大崎市の一部（区域図省略）
三　存続期間
　平成二十九年十一月一日から平成四十九年十月三十一日まで
四　特別保護地区の保護に関する指針
(一)　特別保護地区の指定目的
　化女沼鳥獣保護区は、宮城県の北部に広がる丘陵地と平野部の接点に位置しており、化女沼及びその周辺の区域から構成されている。化女沼は平野部に扇状に広がる丘陵の谷に灌漑用溜池として維持されてきており、平成七年にその南側にダム堰堤が建設されている。ダム周辺区域は既に公園として整備されており、アカマツ、クリ、コナラ等が分布している。また、ダム浅水域には広範囲にヒシ、ヒルムシロ等の浮葉植物が繁茂し、汀線部にはヨシ、マコモ、ショウブ等の抽水植物が生育しているなど、多種多様な植生を有している。
　このような自然環境を反映して、環境省が作成したレッドリストに記載されている絶滅危惧ⅠA類のシジュウカラガン、絶滅危惧Ⅱ類の亜種ヒシクイ、準絶滅危惧種のマガン、オオハクチョウ等のガンカモ類を始めとする渡り鳥の全国的に重要な越冬地となっている。特に、亜種ヒシクイの大規模なねぐらとして重要な区域であり、毎年千羽以上が飛来しているが、近年減少傾向にある。一方で、シジュウカラガンの飛来数は増加しており、平成二十七年度には約千七百羽の越冬が確認されているほか、マガンは毎年九千羽以上の越冬が確認されている。
　さらに、絶滅危惧Ⅱ類オジロワシ及びオオワシ等の猛禽類の生息も確認されており、合計で百三十種の鳥類の生息が確認されている。
　特に、当該鳥獣保護区の中でもダム水面の区域は当該地区における水面として広大な面積を有することから、多くの鳥類の休息及びねぐらの場として利用されており、ガンカモ類を始めとする渡り鳥の渡来地として重要な区域となっている。
　このように、当該区域は、化女沼鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に渡来する渡り鳥及びその生息地の保護を図るものである。
(二)　特別保護地区の管理方針
イ　集団渡来地の保護区として、ガンカモ類等の多様な鳥類相を保護するため適切な管理に努める。
ロ　鳥類のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥類の生息状況の把握に努める。
ハ　鳥類の安定的な生息への著しい影響を防止するために、定期的な巡視や、関係地方公共団体、地域住民等と連携協力した普及啓発活動に取り組む。

○環境省告示第八十四号

　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第二項及び第七項ただし書の規定に基づき、次のように鳥獣保護区を変更し及びその存続期間を更新したので、同条第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により公示する。
　変更された鳥獣保護区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。
　平成二十九年十月三十日
環境大臣　中川　雅治

一　名称
　大潟草原鳥獣保護区
二　区域
　秋田県男鹿市及び南秋田郡大潟村の各一部（区域図省略）
三　存続期間
　平成二十九年十一月一日から平成四十九年十月三十一日まで
四　鳥獣保護区の保護に関する指針
(一)　鳥獣保護区の指定目的
　当該区域は、秋田県南秋田郡大潟村八郎潟干拓地の中央西部に位置し、大部分が草原及び承水路から構成されている。草原区域の大部分は、ヨシ及びススキが占めているほか、湖沼が点在し、クロマツを主とする人工林も介在している。
　さらに、当該区域を含む一帯は、地区外から流入してくる水を遮断するための承水路により周囲を囲まれた海抜ゼロメートル以下の区域である。このため、当該区域に哺乳類が進入するには点在する橋を利用するしかないことから、鳥類にとって外敵である肉食哺乳類の侵入がほとんど見られないという特徴を有している。
　このような自然環境を反映して、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧ⅠB類のオオセッカの生息が確認されている。また、同じく絶滅危惧ⅠB類の猛禽類であるチュウヒを始め、絶滅危惧Ⅱ類のコジュリン等の繁殖も確認されている。そのほか、天然記念物で絶滅危惧Ⅱ類の亜種ヒシクイ、同じく天然記念物で準絶滅危惧種のマガン等のガンカモ類を始め多くの水鳥類の生息も確認されている。
　このように、当該区域は、オオセッカを始めとする希少鳥類の生息地として重要であることから、当該区域を希少鳥獣生息地の保護区として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する希少鳥類の保護を図るものである。
(二)　鳥獣保護区の管理方針
イ　希少鳥獣生息地の保護区として、オオセッカ等の希少鳥類の保護を図るため、適切な管理に努める。
ロ　鳥類のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥類の生息状況の把握に努める。
ハ　鳥類を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、現場の巡視、関係地方公共団体、地元NGO、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。
ニ　オオセッカの生息状況調査を行うとともに、専門家の意見を踏まえ、オオセッカの安定的繁殖に向けた保全対策を行う。
(三)　保全事業の目標
　樹木の伐採、ウマスギゴケ等の蘚苔類の生育抑制、水位の管理、外来植物の除去等の対策を講じ、草原の乾燥化を防ぎ、湿地環境を維持することで、オオセッカ等の草原性鳥類の安定的な生息及び繁殖環境を維持及び改善する。
　また、モニタリング調査の結果に基づいて順応的管理を行うとともに、普及啓発を推進する。
(四)　保全事業の対象区域
　大潟草原鳥獣保護区の全域
(五)　保全事業の内容
　湿地の乾燥化を防ぐために計画的に樹木の伐採や水位の管理を行うとともに、表土を攪乱し、地表面を湿潤な環境とすることによりウマスギゴケ等の蘚苔類の抑制を行い、オオセッカ等の草原性鳥類の利用しやすい環境を維持及び改善する。
　また、イタチハギやハリエンジュに代表される生態系に影響を及ぼすおそれのある外来種の除去を行う。
　さらに、植生やオオセッカ等の草原性鳥類の生息状況のモニタリングや、その結果に基づく順応的管理を行うとともに、保全事業の内容に関する普及啓発を推進する。
(六)　環境変化の概要
　湛水域の減少及び草原の乾燥が進み、ここ数年で急激に木本類が繁茂し始めている。
　また、ウマスギゴケ等の蘚苔類が繁茂し地表面を覆うことで、オオセッカ等の繁殖に適した下層植生が損なわれている。
　さらに、イタチハギやハリエンジュ等の外来植物の浸入が確認されており、生態系への悪影響が懸念される。
(七)　鳥獣の生息状況の変化
　オオセッカの生息は昭和五十年代には百羽以上が確認されていたが、平成五年度には生息確認が途絶えた。その後、平成十四年度より生息環境の改善に係る取組が進められ、平成十六年度以降は、再び生息が確認され、平成二十二年度には二十八年ぶりに繁殖も確認された。さらに平成二十八年度は、鳥獣保護区の区域及びその周辺で十羽程度の生息が確認され、繁殖行動も確認されている。
　また、平成十七年度以降、コジュリン、オオジュリン、ホオジロ、ヒバリ等の草原性鳥類が減少している可能性がある。